清流園 日常清掃 業務委託 契約書(案)

１　委託業務の名称　　清流園 日常清掃業務（上半期）

２　場　　所　　大洲市米津乙１番地の２

３　期　　間　　令和６年４月１日から
令和６年９月３０日まで

４　委　託　金　額　　金４４３，１０４円
（うち取引に係る消費税に相当する額 ４０，２７８円）

５　履 行 保 証 金　　大洲市契約に関する規則第３５条第６号により免除

上記業務の委託について、大洲・喜多衛生事務組合（以下「委託者」という。）と○○ ○○（以下「受託者」という。）との間に次の条項によって業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（清掃業務の目的）

第１条　清掃業務の目的は、し尿処理施設「清流園」の美観を維持することによって、住民が廃棄物処理施設について感じる嫌悪感を軽減することを目的とする。

また、美観を維持することにより、４Ｓ(整理・整頓・清掃・清潔)を実現し、整った作業環境で業務効率が向上し労働災害の予防に資することも目的とする。

（清掃業務の内容）

第２条　清掃業務の内容は、別紙 清流園清掃作業仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとし、これらに付随する一切の業務を含むこととする。受託者は、仕様書に基づき契約期間内に誠実に業務を実施するものとする。

（権利・義務の譲渡等の原則禁止）
第３条　受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させてはならない。ただし、委託者が書面により委託業務の一部の再委託の許可を事前にした場合は、この限りでない。
２　前項ただし書きにより再委託が可能となる場合であっても、受託者は 再委託者に対して本契約における受託者の義務と同様の義務を順守させ、その行為について一切の責任を負うものとする。

（監督者の選定）
第４条　委託者は、委託者に代わって業務実施確認の検査及び監督する職員を選定し、委託者の代理者として、受託者の行う業務に対し、検査及び監督できるものとする。

（基準に不適合の場合）
第５条　受託者の実施した作業が仕様書と不適合の場合、監督者はその作業の手直しを命ずることができる。この場合の費用は、受託者の負担とする。

（電力・給水等の使用）
第６条　受託者が仕様書に基づく作業を実施するために必要な電力・給水等の経費は、委託者の負担とする。なお使用にあたっては極力節減し、作業は効率的に行うものとする。

（作業実施上の損害賠償）
第７条　作業実施にあたり生じた損害については、委託者の責に帰する理由による場合を除いて、受託者の負担とする。

（業務実施の確認）
第８条　受託者は 業務実施後に毎回 監督者の検査を受け、別に定める用紙に業務実施内容を記録し、月末に委託者に報告するものとする。

（委託料の支払）
第９条　受託者は、報告書の提出に合わせて請求書を毎月末までに委託者に提出することができるものとする。
２　委託者は、前項に基づく請求書を受理したときは、その日から３０日以内に委託料を支払わなければならない。
３　委託者は、報告書に基づく実際の清掃作業時間が、別表にある作業時間に満たない場合は、受託者に対して１時間当たり９０８円を減額するものとする。
また精算の結果、その額が委託料の額に満たないときは、精算額を持って委託料とする。

（契約の解除）

第１０条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する事由のあった場合、契約の全部又は一部を解除し、若しくはその損害に対し賠償を要求することができる。

（１）受託者に著しく不都合な行為があったとき

（２）正当な理由なくして業務が遅延したとき

（３）前各号のほか、受託者が契約に違反したとき

（４）正当な理由によって受託者が契約解除を申し出たとき

（契約外の事項）

第１１条　この契約書に定めの無い事項、又はこの契約の受託について疑義を生じた場合には、必要に応じて委託者、受託者双方で協議してこれを定めるものとする。

この契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和６年４月１日

委託者　大洲市米津乙１番地の２

大洲・喜多衛生事務組合

組合長　　二　宮　　隆　久

受託者　大洲市〇〇〇〇

〇　〇　　〇　〇

清流園 日常清掃 作業仕様書

(1) 作業時間は原則として休日及び祝日を除く清流園操業日の午前８時から正午までとする。

(2) 屋内の床掃除は下記の順番を基本とする。

1. ドライタイプのフローリングモップ（細かなホコリの除去）を使用する。
2. 掃除機（大きめのゴミの除去）を使用する。
3. 雑巾での水拭き、または
   ウェットタイプのフローリングワイパー（油脂汚れの除去）を使用する。
4. 乾いた雑巾を使用する（乾拭き）。

(3) 衛生陶器、鏡は、適正な方法で洗い拭き、常に清潔で良好な状態を保持すること。

(4) 便器は定期的に溶解薬品を投入し、防臭に努めること。

(5) 汚物等は毎日適切な方法で搬出処理を行い、不潔防止に努めること。

(6) 衛生消耗品は使用に支障のないよう常時点検し、補給すること。

(7) 金属部分は適正な研磨剤を用いて磨き、防錆に努めること。

(8) 側溝、排水溝等は、巡回し漏れのないよう心がけ塵芥による目詰まりを防止すること。

(9) ガラス部分は乾拭き、又は洗剤拭きを行うこと。

(10) 照明器具のカバーは雑巾等で汚れを除去すること。

(11) 委託者の支給する清掃用の材料（ 洗剤 及び ゴミ袋等 ）を使用すること。

(12) 委託者は受託者に対し、清掃業務に使用する機械器具等を貸与する。

(13) トイレットペーパーは、委託者の負担とする。

(14) この仕様書に定めのないものについては、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

清流園 日常清掃 作業基準表

	清　掃　項　目
日常清掃	掃き清掃
	拭き清掃
	側溝清掃
	巡回清掃
	紙くず処理
	ドア・間仕切り等
	鏡磨き
	衛生陶器清掃
	衛生消耗品補給
	汚物処理
	窓枠ちり払い
	金属磨き
	床フロアー洗浄
	薬品投入

頻　度	記　号
毎日実施	D1
週１回実施	W1
受託者の判断で適宜実施	T